

みどりを残したい土地所有者の皆様へ

約市民緑地制度のご案内



契約市民緑地制度ってどんな制度?



都市に残された貴重な民有地のみどりを保全し、公園のような緑地として地域に公開す ることで、地域に親しまれる憩いの場を提供することを目的とした、都市緑地法による 制度です。土地所有者からの申出により市町村が認定し、市町村が維持管理します。

)こんな方におススメです

- ・一定以上の広さの農地・お庭・空地などの土地を所有している方
- ・所有している土地を一般公開し、近隣住民の憩いの場にしたい方
- ・長期間にわたり、所有している土地を維持したい方

指定要件

- 1. 茅ヶ崎市内の土地で、面積300㎡以上の広さをもつひとかたまりの民有地
- 2.契約期間は5年以上
- 3. 一般公開ができること(日程・時間の設定が可能)
- 4. 市と無償賃貸借契約を結ぶこと



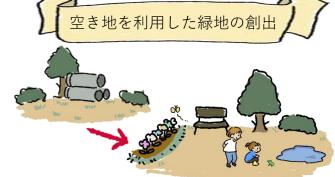
- ・固定資産税及び都市計画税の免除
- ・契約期間が20年以上の場合、相続税評価額を2割軽減
- ・敷地内のみどりの維持管理支援(市が維持管理を行います)
- ・地域・生きものへの貢献(環境保全機能、防災機能、景観機能、レクリエーション機能)

例えば… /

既存の緑地の整備と公開







🦫 市内の大切な自然環境を守るためには、行政だけの力だけでは限界があり、市民の皆様の協力 が是非とも必要です。失われつつある貴重な農地、屋敷林や緑地など、地域の民有地のみどり を保全していくため、該当する土地をお持ちの方はぜひお気軽にお問合せ・ご相談ください。

相談窓口・問合せ先

茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 みどり担当

【TEL】0467-82-1111【Email】keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp 🔡



Washington Many and a fall state of the